

# 会津若松市の給与・定員管理等について

## 1 総括

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

	住民基本台帳人口 (27年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 25年度人件費率
26年度	人	千円	千円	千円	%	%
	123,790	49,574,936	1,145,789	7,988,281	16.1	16.0

### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

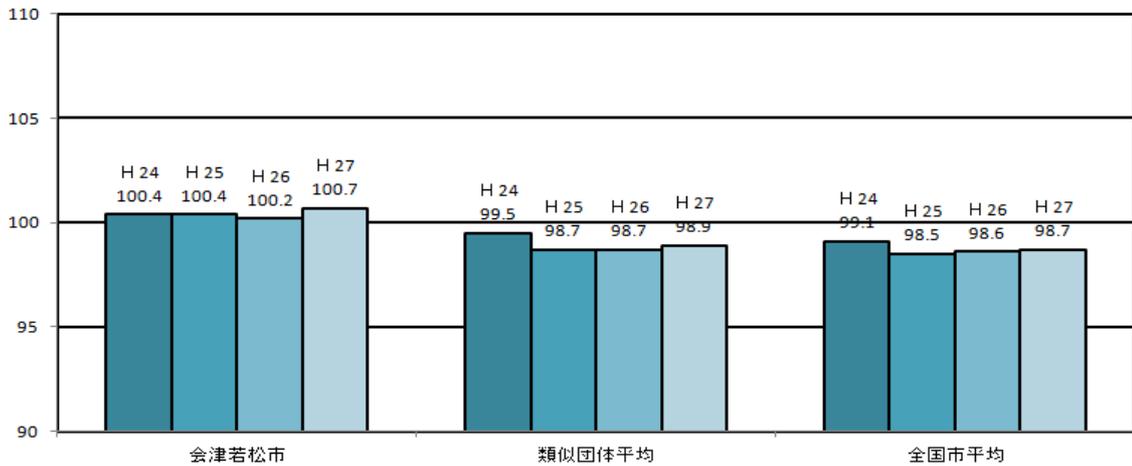
	職員数 A	給与費				(参考) 一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給 与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
26年度	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	858 (48)	3,514,096	761,378	1,293,732	5,569,206	6,147	6,184

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。

(注) 2 職員数は、平成26年4月1日現在の人数です。

(注) 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数の（ ）内については、当該職員を外書で表しています。  
また、一人当たり給与費については、当該職員の給与費及び職員数を含めて算出しています。

### (3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

(注) 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

(注) 3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値です。

※平成27年4月1日のラスパイレス指数が、100を超えていることについては、今後も引き続き、福島県人事委員会の勧告等を踏まえながら、職員給与の適正化を図っていきます。

### (3) 給与制度の総合的見直しの実施状況

【概要】 国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

○給料表の見直し

[  実施 ] ・ 未実施 ]

実施内容

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日  
(内容) 一般行政職の給料表について、福島県人事委員会の職員の給与等に関する勧告に準じ、平均1%引き下げ。若年層については引き上げ、高齢層については最大3%程度の引き下げを実施。激変緩和のため、5年間(平成32年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

○その他の見直し内容

単身赴任手当について、福島県人事委員会の職員の給与等に関する勧告に準じ、見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成27年4月1日現在）

#### ①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
会津若松市	42.7歳	331,800円	400,715円	359,256円
福島県	42.8歳	335,000円	420,845円	356,724円
国	43.5歳	334,283円	—	408,996円
類似団体	42.5歳	324,351円	410,268円	366,141円

#### ②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
会津若松市	51.8歳	65人	360,000円	399,658円	378,276円	—	—	—	—
うち清掃職員	49.9歳	20人	350,200円	381,485円	378,429円	廃棄物処理業	44.9歳	289,500円	1.32
うち学校給食員	54.7歳	12人	387,900円	400,083円	395,939円	調理士	44.7歳	245,100円	1.64
うち用務員	52.7歳	10人	348,300円	381,490円	358,643円	用務員	54.6歳	200,300円	1.91
うち自動車運転手	49.9歳	12人	356,500円	420,467円	381,712円	自家用乗用 自動車運転者	59.9歳	196,600円	2.14
その他	53.1歳	11人	361,800円	426,073円	372,923円	—	—	—	—
福島県	53.8歳	258人	370,300円	413,761円	389,774円	—	—	—	—
国	50.2歳	2,994人	289,141円	—	328,318円	—	—	—	—
類似団体	49.7歳	56人	327,399円	374,353円	355,622円	—	—	—	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。（平成24～26年の3ヶ年平均）。  
 ※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成27年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。  
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。  
 また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出したものです。

### (2) 職員の初任給の状況（平成27年4月1日現在）

		会津若松市	福島県	国
一般行政職	大学卒	186,000円	186,000円	174,200円
	高校卒	146,300円	150,800円	142,100円
技能労務職	高校卒	146,300円	148,400円	139,500円

### (3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成27年4月1日現在）

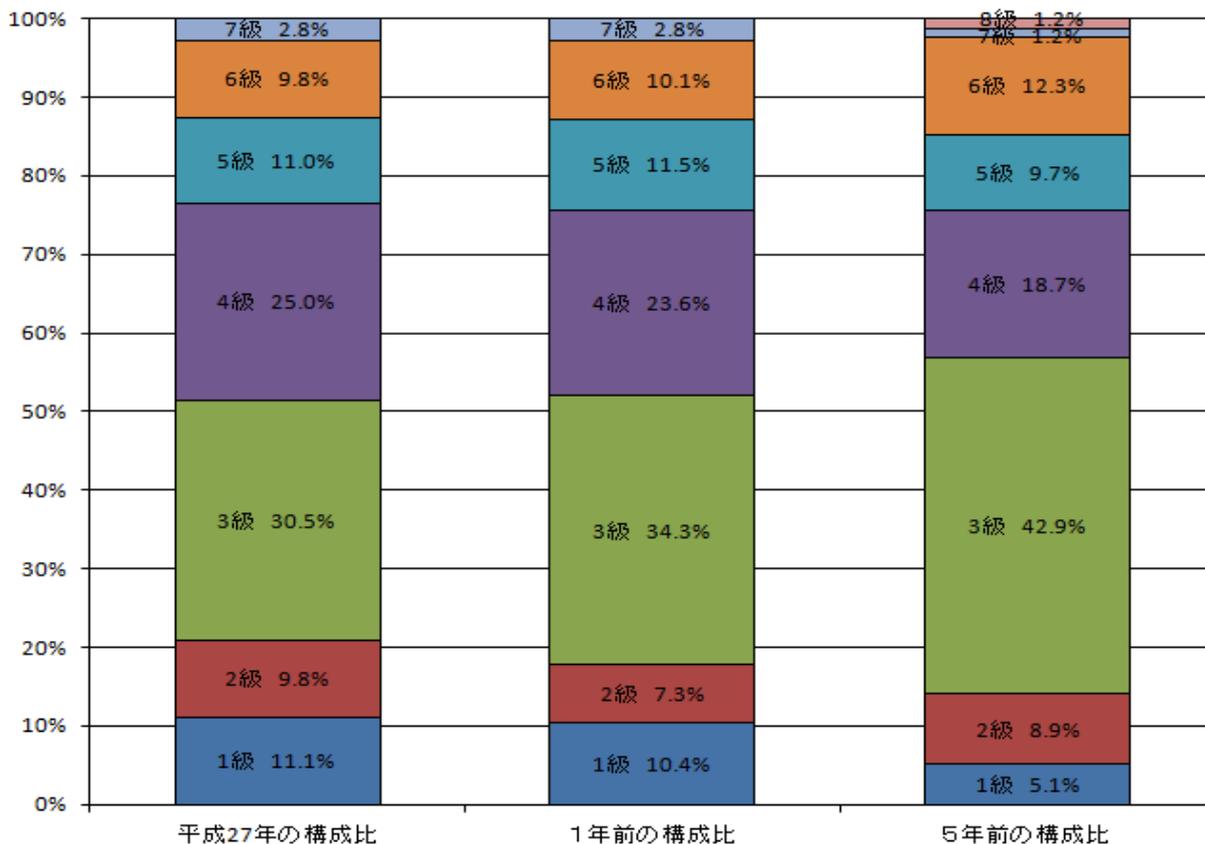
		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	—円	360,950円	385,178円	420,625円
	高校卒	—円	326,820円	367,180円	398,567円
技能労務職	高校卒	—円	335,633円	387,075円	405,200円

### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

#### (1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成27年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	・ 定型的な業務を行う職務	76人	11.1%	141,700円	252,000円
2級	・ 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	67人	9.8%	193,400円	310,700円
3級	・ 副主幹又はこれに相当する職務 ・ 主査又はこれに相当する職務	208人	30.5%	230,300円	357,800円
4級	・ 主幹又は主任主査の職務若しくはこれらに相当する職務	171人	25.0%	265,800円	393,000円
5級	・ 困難な業務を処理する主幹又は主任主査の職務若しくはこれらに相当する職務	75人	11.0%	293,200円	404,600円
6級	・ 企画副参事の職務又はこれに相当する職務 ・ 課長の職務又はこれに相当する職務	67人	9.8%	324,900円	423,800円
7級	・ 部長の職務又はこれに相当する職務 ・ 重要な業務を処理する企画副参事の職務又はこれに相当する職務	19人	2.8%	370,400円	455,400円
8級	・ 重要な業務を所掌する部長の職務又はこれに相当する職務	—人	—%	417,500円	480,200円
		683人	100%		

(注) 1 会津若松市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。  
 (注) 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



#### (2) 昇給への勤務成績の反映状況

##### ①昇給の実施時期

平成27年1月1日

##### ②勤務成績の証明

所属長が過去1年間の勤務成績を反映し証明します。

##### ③昇給への勤務成績の反映状況

判定基準を①勤務成績が極めて良好、②勤務成績が特に良好、③勤務成績が良好、④勤務成績がやや良好でない、⑤勤務成績が良好でない5つの区分として①区分が27名(4.3%)、②区分が106名(16.8%)、③区分が496名(78.6%)、④区分が2名(0.3%)、⑤区分が0名(0%)の決定となりました。

#### 4 職員の手当の状況

##### (1) 期末手当・勤勉手当

会津若松市	(参考) 福島県	(参考) 国
1人当たり平均支給額 (26年度普通会計) 1,428千円	1人当たり平均支給額 (26年度) 1,684千円	—
(26年度支給割合) 期末手当 2.55月分 (1.40月分) 勤勉手当 1.5月分 (0.75月分)	(26年度支給割合) 期末手当 2.55月分 (1.40月分) 勤勉手当 1.5月分 (0.75月分)	(26年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45月分) 勤勉手当 1.5月分 (0.75月分)
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ( ) 内は再任用職員に係る支給割合です。

##### 【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

基準日以前6カ月以内の勤務実績を反映しています。

##### (2) 退職手当（平成27年4月1日現在）

会津若松市	(参考) 国
(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 20.445月分 25.55625月分 勤続25年 29.145月分 34.5825月分 勤続35年 41.325月分 49.59月分 最高限度額 49.59月分 49.59月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)	(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 20.445月分 25.55625月分 勤続25年 29.145月分 34.5825月分 勤続35年 41.325月分 49.59月分 最高限度額 49.59月分 49.59月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (3%～45%加算)
1人当たり平均支給額 8,728千円 22,729千円	※局長クラス：1%、審議官クラス：2%

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成25年度に退職した職員に支給された平均額です。

##### (3) 地域手当（平成27年4月1日現在）

なし

(4) 特殊勤務手当 (平成 27 年 4 月 1 日現在)

危険、不快、不健康又は困難な業務に従事する職員に対して支給されます。  
平成 19 年 4 月 1 日から、手当の種類、支給対象業務及び支給単価等を見直しました。

支給実績 (26 年度普通会計決算)	217,380 円
支給職員 1 人当たり平均支給年額 (同上)	6,211 円
職員全体に占める手当支給職員の割合 (26 年度)	3.9 %
手当の種類 (手当数)	5 種類

手当の名称	主な支給対象職員等	主な支給対象業務	支給実績 (26 年度普通会計決算)	支給単価
滞納処分業務手当	右記業務に従事した職員	市税等の差押に伴う交渉に従事したとき	51,780 円	日額 300 円
動物死体処理作業手当	右記業務に従事した職員	犬、猫等の損壊した死体処理作業に従事したとき	165,600 円	回収 1 体又は焼却 1 回につき 300 円
社会福祉業務手当	右記業務に従事した職員	行旅死亡人又は変死体の処理作業に従事したとき	— 円	処理 1 体 1,000 円
現場作業手当	右記業務に従事した職員	異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある現場において行う巡回監視又は当該現場で行う応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査に従事したとき	— 円	日額 300 円
		夜間又は暴風雪警報若しくは大雪警報発令下における積雪道路の除雪車による除雪作業又は排雪等作業に従事したとき	— 円	日額 300 円
用地交渉業務手当	右記業務に従事した職員	庁外において公共の用の供する土地の取得等や公共の事業の施行により生ずる損失補償に係る交渉を同一の者と反復継続して行い、最初の交渉から起算して 10 回を超えてもなお終了していない一連の交渉業務のうち、心身に著しい負担や困難性のある交渉業務に従事したとき	— 円	日額 300 円

(5) 時間外勤務手当

正規の勤務時間を超えて勤務したときに支給されます。

支給実績 (26 年度普通会計決算)	395,175 千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (同上)	493 千円
支給実績 (25 年度普通会計決算)	387,876 千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (同上)	478 千円

## (6) その他の手当 (平成27年4月1日現在)

手当名	国制度との異同	国との制度と異なる内容	支給実績 (26年度普通会計決算)	支給職員1人当たり平均支給年額
扶養手当		①配偶者 ②22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫 ③60歳以上の父母及び祖父母 ④22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹 ⑤重度心身障害者	○配偶者 13,000円 ○配偶者以外 ・1人目(配偶者あり) 6,500円 ・1人目(配偶者なし) 11,000円 ・2人目以降 6,500円 ・特定期間加算 5,000円	
	同		97,529千円	233,882円
住居手当		自ら居住するため住宅(貸間を含む)を借り受け、月額9,500円を超える家賃(使用料を含む)を支払っている場合	【借家】 ・月額20,500円以下の家賃・・・家賃月額-9,500円 ・月額20,500円を超える家賃(支給限度額27,000円)・・・11,000円+(家賃月額-20,500円)×1/2	
	異	月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に支給	39,695千円	298,460円
通勤手当		①通勤のために交通機関等の利用を常例とすること、運賃等の負担を常例とすること、徒歩により通勤とした場合の通勤距離が片道2km以上であること ②通勤のために自動車等の使用を常例とすること、徒歩により通勤とした場合の通勤距離が片道2km以上であること	①運賃相当額が51,000円以下については運賃相当額(運賃相当額が51,000円を超える場合、超える額の1/2を加算) ②自動車などを利用する場合は通勤距離に応じて3,100円から19,500円を支給	
	異	運賃等相当額が55,000円を超える場合、超える額の1/2を加算	53,364千円	81,721円
単身赴任手当		官署を異にする異動又は在勤する官署の移転に伴い、転居しやむを得ない事情により配偶者と別居し、単身で生活することを常況とし、距離制限(60km)を満たす職員に支給	基本額23,000円、距離に応じた加算額6,000円~45,000円	
	同		-千円	-円
管理職手当		管理又は監督の地位にある職員については、その特性に基づき、管理職手当を支給	・部長相当職の8級職員 84,600円 ・部長相当職の7級職員 79,700円 ・企画副参事相当職の7級職員 66,400円 ・企画副参事相当職の6級職員 62,300円 ・課長相当職の職員 54,000円 ・総務主幹相当職の職員 45,700円	
	異	官職を一種から五種に区分し、それぞれの定額が定められている	64,785千円	704,180円
休日勤務手当		祝祭日及び年末年始等の休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命じられた職員に支給	勤務した全時間に対し、勤務1時間当りの給料額の135/100の額	
	同		12,777千円	34,625円
夜間勤務手当		正規の勤務時間として深夜に勤務した職員に支給	勤務した全時間に対し、勤務1時間当りの給料額の25/100の額	
	同		-千円	-円
宿日直手当		宿直又は日直勤務に従事した場合に支給	勤務1回につき4,200円	
	異	特別の宿日直手当を支給	-千円	-円
寒冷地手当		基準日(毎年11月から翌年3月までの各月の初日)において、支給対象地域に在勤する職員に支給	基準日における地域の区分及び職員の世帯等の区分に応じた定額	
	同		54,538千円	65,315円
災害派遣手当		災害応急対策若しくは災害復旧又は国民の保護のための措置の実施等のために、職員の派遣を求め受けたときは、当該職員に対して手当を支給	公用施設等を利用 1日3,970円 その他の施設 滞在する期間により1日につき5,140円~6,620円	
	同		-千円	-千円

## 5 特別職の報酬等の状況（平成27年4月1日現在）

区 分		給料月額等	
給料	市長	937,000 円	(参考) 類似団体における最高/最低額 1,070,000 円/465,500 円 879,000 円/481,000 円
	副市長	752,000 円	
報酬	議長	514,000 円	760,000 円/432,000 円
	副議長	477,000 円	670,000 円/390,000 円
	議員	447,000 円	620,000 円/355,000 円
期末手当	市長	(26年度支給割合) 3.05月分	
	副市長	(26年度支給割合) 3.05月分	
退職手当	市長	(算定方式) 給料月額×在職月数×46/100	(1期の手当額) 20,688,960 円
	副市長	給料月額×在職月数×30/100	10,828,800 円
			(支給時期) 任期毎 任期毎

- (注) 1 市長の給料は、現在、504,000 円（平成23年10月1日から平成27年8月6日まで）となっています。  
副市長の給料は、現在、647,200 円（平成25年1月1日から平成27年8月6日まで）となっています。
- 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込み額です。

## 6 職員数の状況

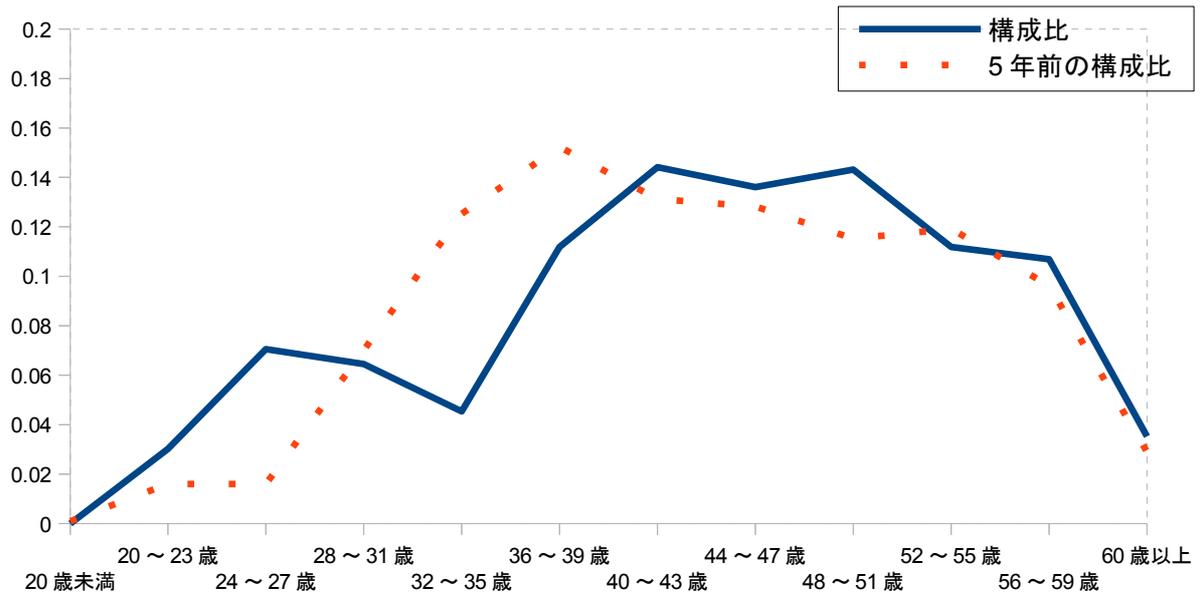
### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職員数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
		平成26年	平成27年			
普 通 会 計 部 門	議会	11	11			
	一 般 行 政 部 門	総務	201	204	3	支所及び総務課の課長兼務解消など
		税務	69	68	▲1	固定資産評価替え業務の終了による減
		民生	163	166	3	保育所業務の増など
		衛生	73	71	▲2	退職不補充
		労働	3	3		
		農水	49	48	▲1	退職不補充
		商工	35	34	▲1	観光商工部の事務の統廃合
		土木	128	128		
	小計	732	733	1	参考：人口1万人当たり職員数 59.21人 (類似団体人口1万人当たりの職員数47.12人)	
教育	141	138	▲3	法改正に伴い教育長を対象外、育休職員の復帰に伴う任期付職員の減など		
消 防						
小 計	873	871	▲2	参考：人口1万人当たり職員数 70.36人 (類似団体人口1万人当たりの職員数63.75人)		
公 営 企 業 等 会 計 部 門	水 道	36	36			
	下水道	26	27	1	下水道短時間勤務職員の退職補充	
	その他	59	58	▲1	育休職員の復帰に伴う任期付職員の減	
	小 計	121	121			
合 計	994 [1,076]	992 [1,076]	▲2 [ 0 ]			

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数（平成27年度は法改正により教育長を除く）。  
2 [ ] 内は、条例定数の合計（平成27年度は法改正により教育長を除く）。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成27年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	30人	70人	64人	45人	111人	143人	135人	142人	111人	106人	35人	992人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数（法改正により教育長を除く。）

(3) 職員数の推移

部門別	年度	22年	23年	24年	25年	26年	27年	過去5年間の	
								増減数	増減率
一般行政		715	712	718	733	732	733	18	2.5%
教育		155	149	151	144	141	138	-17	-11.0%
消防									
普通会計計		870	861	869	877	873	871	1	0.1%
公営企業等会計計		128	125	122	119	121	121	-7	-5.5%
総合計		998	986	991	996	994	992	-6	-0.6%

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

## 7 公営企業職員の状況

### (1) 水道事業

#### ① 職員給与費の状況

##### ア 決算

	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職 員給与比率 B/A	(参考)24年度の 総費用に占める 職員給与比率
26年度	千円 2,664,609	千円 2,709	千円 280,080	% 10.51	% 11.65

	職員数 A	給与費				1人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団 体平均1人当 たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤 勉手当	計 B		
26年度	人 36	千円 147,568	千円 22,632	千円 55,502	千円 225,702	千円 6,270	千円 6,219

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。

(注) 2 職員数は、平成27年4月1日現在の人数です。

イ 特記事項 なし

#### ② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成27年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
会津若松市	42.0歳	332,667円	389,803円
団体平均	44.9歳	348,021円	517,229円
事業者			

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

#### ③ 職員の手当の状況

##### ア 期末手当・勤勉手当

会津若松市	(参考) 一般会計	(参考) 団体平均
1人当たり平均支給額 (26年度) 1,023千円	1人当たり平均支給額 (26年度) 1,428千円	1人当たり平均支給額 (26年度) 1,484千円
(26年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.55月分 1.50月分 (1.40月分) (0.75月分)	(26年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.55月分 1.50月分 (1.40月分) (0.75月分)	—
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%	—

(注) ( ) 内は再任用職員に係る支給割合です。

##### イ 退職手当の状況(平成27年4月1日現在)

会津若松市	(参考) 一般会計	(参考) 団体平均
(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 20.445月分 25.55625月分 勤続25年 29.145月分 345.825月分 勤続35年 41.325月分 49.59月分 最高限度額 49.59月分 49.59月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算) 1人当たり平均支給額 0千円 7,910千円	(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 20.445月分 25.55625月分 勤続25年 29.145月分 345.825月分 勤続35年 41.325月分 49.59月分 最高限度額 49.59月分 49.59月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算) 1人当たり平均支給額 8,728千円 22,729千円	1人当たり 平均支給額 15,286千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、25年度に退職した職員に支給された平均額です。

##### ウ 地域手当の状況(平成27年4月1日現在)

なし

エ 特殊勤務手当（平成 27 年 4 月 1 日現在）

支給実績（26 年度決算）			－ 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額（同上）			－ 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（26 年度）			－ %	
手当の種類（手当数）			4 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	支給対象業務の内容	支給実績 (26 年度決算)	左記職員に対する 支給単価
停水処分 手当	右記業務に従事した職員	停水処分に従事したとき	0 千円	処分 1 件につき 300 円
変形勤務 手当	右記業務に従事した職員	急速系浄水作業に従事したとき	0 千円	2 直、3 直の勤務につきそれぞれ 1 回 800 円
現場作業 手当	右記業務に従事した職員	電気工作物の保安、点検作業又は専ら水質検査作業に従事したとき	0 千円	勤務 1 日につき 150 円
	右記業務に従事した職員	専ら給水装置の開閉栓作業に従事したとき	0 千円	勤務 1 日につき 100 円
	右記業務に従事した職員	重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある現場において行う巡回監視又当該現場で行う応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査に従事したとき	0 千円	勤務 1 日につき 300 円
用地交渉 手当	右記業務に従事した職員	庁外において事業の用に供する土地の取得等や事業の施行により生じる損失補償に係る交渉を同一の者と反復継続して行い、最初の交渉から 10 回を超えてもなお終了していない一連の交渉業務に従事したとき	0 千円	勤務 1 日につき 300 円

（再任用短時間職員を含む。千円未満四捨五入）

オ 時間外勤務手当

支給実績（26 年度決算）	6, 274 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（26 年度決算）	419 千円
支給実績（25 年度決算）	13, 400 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（25 年度決算）	419 千円

（再任用短時間職員を含む。千円未満四捨五入）

カ その他の手当（平成 27 年 4 月 1 日現在）

手当名	支給要件		支給単価	
	会津若松市職員との異同	会津若松市職員との制度の異なる内容	支給実績（26 年度水道事業会計決算）	支給職員 1 人当たり平均支給年額
扶養手当	①配偶者 ② 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子及び孫		○配偶者 13, 000 円 ○配偶者以外 ・ 1 人目(配偶者あり)	6, 500 円

	③ 60歳以上の父母及び祖父母 ④ 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹 ⑤ 重度心身障害者	・1人目(配偶者なし) 11,000円 ・2人目以降 6,500円 ・特定期間加算 5,000円
	同	5,878千円   255,565円
住居手当	自ら居住するため住宅(貸間を含む)を借り受け、月額9,500円を超える家賃(使用料を含む)を支払っている場合	【借家】 ・月額20,500円以下の家賃・・・家賃月額-9,500円 ・月額20,500円を超える家賃(支給限度額27,000円)・・・11,000円+(家賃月額-20,500円)×1/2
	同	1,831千円   305,200円
通勤手当	① 通勤のために交通機関等の利用を常例とすること、運賃等の負担を常例とすること、徒歩により通勤とした場合の通勤距離が片道2km以上であること ② 通勤のために自動車等の使用を常例とすること、徒歩により通勤とした場合の通勤距離が片道2km以上であること	① 運賃相当額が51,000円以下については運賃相当額(運賃相当額が51,000円を超える場合、超える額の1/2を加算) ② 自動車などを利用する場合は通勤距離に応じて3,100円から19,500円を支給
	同	2,992千円   87,988円
単身赴任手当	官署を異にする異動又は在勤する官署の移転に伴い、転居しやむを得ない事情により配偶者と別居し、単身で生活することを常況とし、距離制限(60km)を満たす職員に支給	基本額23,000円、距離に応じた加算額6,000円~45,000円
	同	-千円   -円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員については、その特性に基づき、給料月額について適正な管理職手当を支給することができる	・部長相当職(8級)84,600円、部長相当職(7級)79,700円、企画副参事相当職(7級)66,400円、企画副参事相当職(6級)62,300円、課長相当職54,000円、総務主幹相当職45,700円
	同	3,117千円   623,412円
休日勤務手当	祝祭日及び年末年始等の休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命じられた職員に支給	勤務した全時間に対し、勤務1時間当りの給料額の135/100の額
	同	-千円   -円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜に勤務した職員に支給	勤務した全時間に対し、勤務1時間当りの給料額の25/100の額
	同	-千円   -円
宿日直手当	宿直又は日直勤務に従事した場合に支給	勤務1回につき4,200円
	同	-千円   -円
寒冷地手当	基準日(毎年11月から翌年3月までの各月の初日)において、支給対象地域に在勤する職員に支給	基準日における地域の区分及び職員の世帯等の区分に応じた定額
	同	2,174千円   73,346円
災害派遣手当	災害応急対策若しくは災害復旧又は国民の保護のための措置の実施等のために、職員の派遣を求め受けたときは、当該職員に対して手当を支給	公用施設等を利用 1日3,970円 その他の施設 滞在する期間により1日につき5,140円~6,620円
	同	-千円   -千円

(再任用短時間職員を含む。千円未満四捨五入)